

<ご注意いただきたい事項 ~ 必ずお読みください！>

### 投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式・公社債などで行なっており、その運用実績は積立金額に直接反映されます。そのため、株式および公社債などの価格変動と為替変動などに伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用リスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。

### ご契約者が負担する費用について

**▲この保険にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。**

#### 【積立期間(運用期間)中および特別勘定終身年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費 ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して <b>5%</b>	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。
保険関係費 既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して <b>年率2.55%</b>	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費 投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用等に必要費用	投資信託の純資産額に対して <b>年率0.294%程度(税抜0.28%程度)*</b>	特別勘定にて利用する投資信託における純資産額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産額から控除します。

\* 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用関係費は運用手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

#### 【一般勘定で運用する年金の支払期間中】

一般勘定で運用する年金とは、保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・確定年金・一時金付終身年金を意味します。(年金支払特約等により受け取りいただく年金を含みます。)

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費 年金のお支払いや管理等に必要費用	年金額に対して <b>1.0%*</b>	年金支払日に責任準備金から控除します。

\* 年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

### 受取総額保証金額について

- 受取総額保証金額は、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておられません。
- 受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以降に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額です。
- 受取総額保証金額(ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額)を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限りです。

## ～「アクサ フィナンシャルの生涯年金」の特徴としくみ

### ◆積立期間(運用期間)中の特徴としくみについて

<p><b>将来受け取る年金額を確実にふやします</b></p> <p><b>ロールアップ保証金額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運用実績にかかわらず、受取総額保証金額が毎年2%(単利)で増加します。</li> <li>▲ロールアップ保証金額が増加する期間は、積立期間(運用期間)中のみで、最長10年間です。</li> </ul>	<p><b>運用が好調ならば、将来受け取る年金額がさらにふえるチャンスがあります</b></p> <p><b>ラチェット保証金額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●積立期間中の運用実績に応じて、毎年1回、受取総額保証金額が増加するチャンスがあります。</li> <li>●一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。</li> <li>▲毎年の契約当日に、契約当日前日の積立金額とそれまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、契約当日前日の積立金額が下回っていた場合、受取総額保証金額は増加しません。</li> </ul>
--	--

### ◆年金支払期間中の特徴としくみについて

**ずっと受け取りながらも、受け取る年金額をさらにふやすチャンスがあります**

**年金額の見直し**

- 特別勘定による運用を継続しながら、年金を一生にわたってお受け取りいただけます。
- 年金支払開始日以降も運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。

受取総額保証金額 < 新たな受取総額保証金額 = 年金支払日前日の積立金額 + 既払年金累計金額

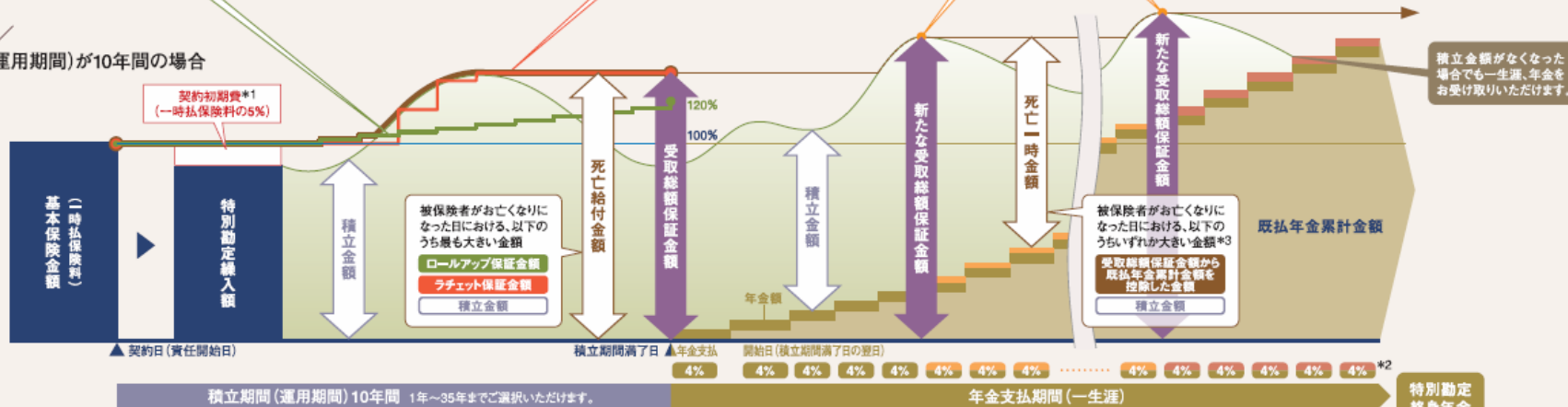
▲途中で積立金額がなくなった場合には、その後の受取総額保証金額の見直しは行いません。

- 毎年の年金額は、「受取総額保証金額×乗率【表1】」となります。

※ご契約後、年金支払開始日を変更(積立期間(運用期間)を短縮・延長)した場合には、変更後の積立期間(運用期間)に応じた乗率が適用されます。

積立期間(運用期間)	1~2年	3~4年	5年以上
乗率(受取総額保証金額に対して)	3.0%	3.5%	4.0%

### ◆イメージ図/積立期間(運用期間)が10年間の場合



\*1 アクサ フィナンシャル生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に、一時払保険料から契約初期費(5%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。  
※記載の図では、災害死亡給付金は表示していません。

\*2 数字は、積立期間(運用期間)が10年間の場合の受取総額保証金額に対する乗率です。

\*3 受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額と積立金額のいずれもゼロとなるときは、死亡一時金はお支払いいたしません。  
※年金支払開始日における被保険者の年齢は、90歳以下である必要があります。  
※年金支払日前日末に積立金額から毎年の年金額を控除します。

### 受取総額保証金額とは

●毎年の年金額の算出の基準となる金額です。

●受取総額保証金額は、以下の通り決定されます。

年金支払開始日における受取総額保証金額	年金支払開始日以降における受取総額保証金額(新たな受取総額保証金額)
<p>年金支払開始日の受取総額保証金額は、次のうち最も大きい金額となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①年金支払開始日の <span style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px;">ロールアップ保証金額</span></li> <li>②年金支払開始日の前日の <span style="background-color: #F44336; color: white; padding: 2px;">ラチェット保証金額</span></li> <li>③年金支払開始日の前日末の <span style="background-color: #3969AB; color: white; padding: 2px;">積立金額</span></li> </ol>	<p>年金支払開始日以降における受取総額保証金額は、毎年の年金支払日に、次のうちいずれか大きい金額となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①年金支払日の前日末の積立金額に、当該年金支払日以前の年金支払日に年金額相当額として積立金額から控除した額の累計額を加えた額</li> <li>②年金支払日の前日の受取総額保証金額</li> </ol>

▲受取総額保証金額は、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括で受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以降に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証  
▲受取総額保証金額(ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額)を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限りです。

▲既払年金累計金額が基本保険金額(一時払保険料)および受取総額保証金額を上回るまでに、長期間かかる場合があります。  
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。